

# 赤字解消・激変緩和措置計画(枚方市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	11	枚方市

## I. 赤字の発生状況

### I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。  
 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費費付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	50,000,000	0	0	0	0	0	0	0	50,000,000

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他(解消すべきもの)	その他	⑩~⑳ (円)	㉑=①~㉒ (円)
92,620,912	104,176,594	0	0	0	0	0	3,202,494	0	0	0	200,000,000	250,000,000

(千円)	
(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	50,000
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	95,823

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。  
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

### I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	(千円)		(C)
	平成27年度	平成28年度	新規増加額
	1,033,951	277,585	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

### I-(3) 赤字額

(千円)	
国定義 (D)=(A)+(C)	50,000
大阪府定義 (E)=(B)+(C)	95,823

### I-(4) 赤字の原因

枚方市では、平成22年度から26年度において、被保険者数(年度末)は106,737人から102,025人、被保険者世帯数(同)は61,080世帯から60,839世帯に減少している。この間、65歳以上の被保険者の割合は34.2%から42.2%となり、一人当たりの療養諸費(全被保険者)は315,060円から359,875円に上昇。特に26年度の療養諸費は前年度に比べて4.95%と大きく上昇した。療養諸費費用額の総額は335億5500万円から374億8900万円に39億3400万円増加した。

この間、保険料については急激な上昇を緩和するため一般会計から当初と決算時に基準外繰入を行いつつ毎年改訂し、被保険者1人当たり81,741円から86,129円となった。しかし、被保険者数の減少と被保険者の所得の低下が推計値を上回ったこと、また被保険者の高齢化や医療の高度化が影響して療養給付費が想定以上に増嵩したことなどの要因で、歳出超過が生じ、累積赤字が増加した。

保険料収納率は平成22年度87.66から25年度88.98までは、1.32ポイント上昇したが、26年度は88.50と0.48ポイント低下し、また、予定収納率を90%としていることから、保険給付費に見合う保険料収入を確保することができなかった。

平成26年度決算においては、累積赤字の解消を図るために「広域化準備財政安定分」として、一般会計から保険料軽減分とは別に5億円の基準外繰入を行いつつ単年度収支は黒字となったが、本来の目的である累積赤字の解消には及ばなかった。

平成27年度、平成28年度も決算状況を見極めながら計画的に「広域化準備財政安定分」の繰入れを行い、平成29年度において累積赤字解消を達成した。

## II. 赤字の解消計画

### II-(1) 赤字解消のための基本方針

### II-(2) 赤字解消のための具体的取組

### II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-								0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### Ⅲ. 激変緩和措置計画

#### Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

激変緩和は設定された6年間で有効に活用することとし、以下の項目について計画的に激変緩和を行い、府統一基準の実現を目指す。  
 賦課割合については、所得割と均等割において、市町村標準保険料率算定上の賦課割合との乖離を段階的に縮小していく。  
 賦課限度額は令和2年度以降、原則として、府が事業費納付金を算定する基準(統一)または政令に定める額とする。  
 保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針の統一基準より実施し、市独自の児童扶養減免については令和6年度までに段階的に縮小、廃止する。  
 保険料の端数処理については、令和6年度に統一基準に合わせることにする。  
 一部負担金の減免基準については、平成31年4月1日に規則を改正し、府統一基準とした。

#### Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	8.27%(54)	7.98%(53)	8.07%(52)	8.42%(51)	8.42%(51)	8.63%(49.5)	事業費納付金及び 府激変緩和措置 額	統一	所得割の賦課割合を減少させ、均等割の賦課割合へシフトさせていくことで統一の賦課割合へ近づけていく。 令和5年度までは保険料の変動を大きくしないようにするため、保険料率等を勘案しながら賦課割合の調整を行う。
	均等割(割合)	20,350円(26)	20,660円(27)	22,120円(28)	24,540円(29)	24,540円(29)	28,090円(30.3)	事業費納付金及び 府激変緩和措置 額	統一	
	平等割(割合)	25,400円(20)	24,870円(20)	25,770円(20)	27,390円(20)	27,390円(20)	28,800円(20.2)	事業費納付金及び 府激変緩和措置 額	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一もしくは 国基準	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	3.03%(54)	3.03%(53)	2.95%(52)	2.88%(51)	2.88%(51)	2.75%(49.5)	事業費納付金及び 府激変緩和措置 額	統一	所得割の賦課割合を減少させ、均等割の賦課割合へシフトさせていくことで統一の賦課割合へ近づけていく。 令和5年度までは保険料の変動を大きくしないようにするため、保険料率等を勘案しながら賦課割合の調整を行う。
	均等割(割合)	7,300円(26)	7,870円(27)	8,090円(28)	8,330円(29)	8,330円(29)	8,780円(30.3)	事業費納付金及び 府激変緩和措置 額	統一	
	平等割(割合)	9,110円(20)	9,480円(20)	9,420円(20)	9,290円(20)	9,290円(20)	9,010円(20.2)	事業費納付金及び 府激変緩和措置 額	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一もしくは国基準	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.78%(50)	2.08%(49)	2.65%(49)	2.71%(48)	2.48%(46)	2.48%(45)	事業費納付金及び 府激変緩和措置 額	統一	所得割の賦課割合を減少させ、均等割の賦課割合へシフトさせていくことで統一の賦課割合へ近づけていく。 令和5年度までは保険料の変動を大きくしないようにするため、保険料率等を勘案しながら賦課割合の調整を行う。
	均等割(割合)	15,430円(50)	13,120円(51)	16,570円(51)	17,450円(52)	17,450円(54)	17,790円(55)	事業費納付金及び 府激変緩和措置 額	統一	
	平等割(割合)	—	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一もしくは 国基準	統一	
3 保険料の減免基準	据え置き	統一基準減免 実施 医療費に係る 減免を廃止	統一基準減免 実施 児童扶養減免は 据え置き	統一基準減免 実施 児童扶養減免は 据え置き	統一基準減免 実施 児童扶養減免は 据え置き	統一基準減免 実施 児童扶養減免は 据え置き	統一基準減免 実施 児童扶養減免は 縮小	統一基準減免 実施 児童扶養減免は 据え置き	統一	平成30年度に医療費に係る減免を廃止した。 令和4年度に児童扶養減免を縮小した。
4 仮算定の有無	仮算定無し	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期	6月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数	10ヵ月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準	据え置き	据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成31年4月1日に規則を改正し、大阪府統一基準とした。

上記のとおり提出します。

令和 5年 1月16日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 枚方市

代表者名 枚方市長 伏見 隆

印

